

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	武蔵野銀行			コード	8336
提出日	2026/6/2		異動（予定）日	2026/6/25	
独立役員届出書の提出理由	監査等委員会設置会社への移行にあたり、社外取締役（監査等委員である取締役）を新たに選任したもの。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	満岡 隆一	社外取締役	○								○						新任	有
2	真田 幸光	社外取締役	○								○						新任	有
3	小林 彩子	社外取締役	○								○						新任	有
4	吉田 波也人	社外取締役	○										○				新任	有
5	中野 晃	社外取締役	○										○				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	当行と通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。 ※当人は筆頭独立社外取締役	一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、ボッシュ株式会社専務取締役、株式会社フジアイタック代表取締役社長、株式会社FAニイガタ代表取締役社長等を歴任したほか、2019年6月より当行社外取締役を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当行の経営に活かし、特に生産性の向上等についての助言や取締役の職務執行に対する監督機能を果たしていただくことを期待し監査等委員である社外取締役に選任した。
2	当行と通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。	海外留学経験やドレスナー銀行東京支店企業融資部長等、豊富な業務経験に加え、現在は国際金融を研究分野とする大学教授を務めている。過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはないが、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当行経営全般について専門的かつ幅広い知見を活かし取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である社外取締役に選任した。
3	当行と通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。	弁護士としてファイナンス、企業法務、コンプライアンス等広範な専門知識を有し、幅広い分野で活躍している。過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはないが、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、当行の経営全般に対して経営陣から独立した客観的立場から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し監査等委員である社外取締役に選任した。
4	当行と通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。	公認会計士として長年にわたり会計監査、内部統制構築支援等の業務に従事している。過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはないが、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、企業会計、監査、内部統制の分野において豊富な知識と経験を有していること、また、監査法人パートナーとしての経営に対する高い見識や豊富な国際経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任した。
5	当行と通常の銀行取引はありますが、取引の規模や性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはありません。	埼玉県企画財政部長、埼玉県公営企業管理者、埼玉県信用保証協会会長等を歴任している。過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはないが、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、一般財団法人さいたま住宅検査センター監事や公立大学法人埼玉県立大学監事としての職務をとおした豊富な経験や高い知見を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役に選任した。

4. 補足説明

・小林彩子氏の戸籍上の氏名は中嶋彩子です。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。